

## 第8回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月12日（水）午後1時45分から午後2時30分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（12人）

会長	14番	前川正人	2番	鹿又幸也
委員	1番	佐藤雄一	3番	後藤義昭
			5番	中和田吉彦
	6番	館山友美子	7番	小島良金
	8番	小田原正一	9番	瀧澤正一
	11番	坂本雄司	12番	廣瀬恵美子
	13番	武島竜太		

4. 欠席した農業委員（1人）佐畠幸一

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	陶裕人
農地係長	門馬優樹
事務局主査	大河原康平

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について

報告第2号 報告事項について

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (4) 地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和6年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について

## 8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議長 本日は、第8回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。

それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第8回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

本日、欠席の届出は、10番佐畠幸一委員です。

日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。1月28日、火曜日、本総会に係る議案を配布させていただきました。2月5日水曜日及び6日木曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行いました。報告は以上です。

議長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。1番佐藤雄一委員、2番鹿又幸也委員、ご両名を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定しました。

次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について昨年11月に市長に提出した農地等利用最適化推進施策に関する意見書に対する回答が令和7年1月16日にありました農

林水産課長より回答書の説明について申し出がありましたので入場を許可していただきたいと思います。

議長 お諮りいたします。只今、事務局説明のとおり、農林水産課より、回答書の説明をいただきため、農林水産課長の入場を許可することに、ご異議ございませんか。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。農林水産課長の入場を認めます。

( 農林水産課長 入場 )

議長 片平農林水産課長に回答書の説明を求めます

片平課長 農地等利用最適化推進施策に関する意見書に対する回答、去る令和6年11月18日付でいただきました意見書に関しましては、今後の農政業務を運営していくうえで重要な案件と受け止め下記のとおり回答いたします。

1、農業農村の維持に対する支援策①有害鳥獣被害対策支援策の見直し。市は、現在、主にイノシシやサルといった有害鳥獣対策として農家に対する電気柵の設置補助や市・鳥獣被害対策実施隊に対する駆除活動費の助成、及び射撃技術の向上練習費、助成などを行っており、今後とも支援を継続してまいります。被害防止対策として、市は、イノシシについては電気柵でも正しい設置方法、及び適正な維持管理により十分有効であると考えています。しかし、サルについてはこれまでの電気柵では不十分であるため今後サルに効果のある複合柵等の支援について検討してまいりたいと考えています。また、駆除に対して、これまでイノシシは、市鳥獣被害対策実施隊に依頼し箱罠やくくり罠を使用して駆除してきました。一方サルについては、市鳥獣被害対策実施隊による追い払い活動や銃により駆除を行い対策してきました。しかし、サルについて住宅

地にも活動範囲を広げていることを踏まえ新たな有害鳥獣対策として、サル用の箱罠の導入や地区の住民による追い払いに必要な物品の支給などを行ってまいりたいと考えています。②そうま移住定住窓口との連携強化、市は、市内はもとより市外・県外からも農業に従事する方を呼び込むため福島県が主体となる新規就農フェア一等の参加・市ホームページに新規就農者向けの案内のページを掲載しております。また、市は、令和5年2月にそうま移住定住総合窓口を開設し、移住定住に係る相談や支援に関する情報を提供しております。この移住定住総合窓口では、移住を希望、または検討されている方の相談内容に応じて、市職員が各種移住支援策や農業も含めた仕事や住まいの照会をしています。市といたしましては、今後も移住定住に関する相談があれば農地や住まい等の相談内容に応じ関係機関と連携しながら対応してまいります。また、提供する情報の充実や情報発信の強化に取り組んで参りたいと考えています。

2、農業経営の安定化に対する支援策①農業用生産資材等高騰に対する支援策、市は、国際情勢の著しい変動により肥料・資料・燃油等の生産資材価格の高騰で農業経営に深刻な影響があることは認識しています。これらの状況を踏まえ、市は、令和4年度及び令和5年度において農業者の経営支援の一助とすべく国の交付金を活用し農業者物価高騰支援事業を緊急支援として実施したところです。市といたしましては財源確保の問題から市、独自での継続並びに拡充は困難であると考えていますが国などの動向を注視しながら、財源が確保される場合には必要に応じて対策を検討してまいりたいと考えています。②みどりの食料システム戦略の推進、市は、県と共同して「福島県みどりの食料システム基本計画」を令和5年3月31日付けで策定しました。また、みどりの食料システム戦略の周知を図るために相馬市地域農業再生協議会が実施している営農計画書の受付の際に直接農業者にチラシを配布する等の取り組みを実施しています。市といたしましては、今後も継続して、みどりの食料システム戦略の周知を図るとともに、この戦略に賛同し具体的に取り組もうとする農業者や団体等があれば支援してまいりたいと考えております。③新規就農者育成総合対策の拡充、国は農業従事者の確保や育成を図るため機械・設備等の導入等の経営発展の支援、新たに経営を開始する方や研修期間中の研修生、新規就農希望者を雇用する農業法人に対する資金面の支援等を実施しており、

市は、新規就農者等に対し、これらの補助事業の活用をPRし支援へ繋げております。一方昨今の資料・肥料・燃油等の生産資材価格の高騰で農業経営は更に厳しい状況であることから市といたしましては国に対し新規就農者育成総合対策の拡充等について働きかけて参りたいと考えています。

3、農業振興地域計画の見直しの検討①農業振興地域計画の見直しの検討、市は、中山間地域等において地理的要件により農地の担い手が見つからず耕作放棄地が増加していることは認識しております。また、農業地域振興整備計画の見直しについては農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村は概ね5年ごとに調査を実施し必要に応じて見直しを行うこととされています。市は、令和元年度に見直しを行っておりますが前回の見直しから5年が経過しているため見直しを行う必要があると考えています。見直しに対しては、令和6年6月の農業振興地域の整備に関する法律の改正に伴い今後更新される農林水産省策定の農業振興地域制度に関するガイドライン等に沿って見直しを行って参りたいと考えています。具体的な実施時期については見直しに係わる経費の財源確保も踏まえ農業振興地域制度に関するガイドライン等が明確になった後、検討してまいります。

令和7年1月16日相馬市農業委員会会長前川正人様  
相馬市長 立谷秀清 代読です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

8番 3点ほど、お伺いさせていただきます。有害鳥獣対策支援策の見直しについて、イノシシに獣害対策として「電気柵でも正しい設置方法、及び適正な維持管理により十分有効」とありますが、山上地区においては、電気柵を設置しておいても、イノシシ等の獣害を防ぐことは出来ません。これは農作業をしている現場の者でなければ解らないと思います。これに対して相馬市では現地を調査しながらの回答なのかどうか。次に、「サルに効果のある複合柵の支援」の複合柵とは、どういった物を指しているのか。電気柵やメッシュ柵が相馬市では主にあるが、この場合、複合柵とはメッシュ柵のことなのか。次に、「住民による追い払いに必要な物品の支給など」と、なっていますが相馬市ではどのようなものを物品と検討しているのか。以前、私の話で「丸森地区では、追い払いに花火を使う」に

対して「中山間地では火災の危険性があるので相馬市では考えていない」との返答をいただいたので、物品支給とは花火以外の物で、何を検討しているのか教えてほしい。

片平課長 1点目、イノシシ電気柵について、山上の農家の方と現地に市職員が度々行っています。電気柵が何かに突破されている情報も得ています。2点目、サルの複合柵ですが現状は電気柵の支援です。今後、電気柵と具体的には色々な柵がありますが、想定しているのは「揺れる網」が一般的にあります。(ある程度、登るとサルが落ちる)今、現存している物に、追加してはどうかと、急ぎ検討したい。1点目の補足としてイノシシ対策としてワイヤーメッシュ等も支援の対象にしてはどうかと、急ぎ検討している状況です。3点目の物品の支給について、以前ロケット花火の意見も承知しています。当時、南相馬市で火事が頻発した事例があったための回答となっています。今般、花火は一時的に追い払う効果があるということから、火事にならない指導のもとで、物品の支給にはロケット花火という検討もあります。もう一つは「地区の住民が追い払う」ということで地区でまとまって追い払いする時は自治体が着用しているようなオレンジ色のジャケットの支給も考えています。

議長 他にございませんか。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、本件については、回答書とおり承認されました。片平課長、ご説明ありがとうございました。

(農林水産課長 退場)

議長 次に、報告第2号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第2号、報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は2件の報告を受理いたしました。番号1については、去る2月6日、11番、12番、13番委員とともに現地調査を実施しました。こちらは既に農業用倉庫が2棟建設されている状況で、いわゆる追認の形で届出をいただいたところです。番号2については、去る2月5日、1番、8番、9番委員とともに現地調査を実施しました。現地調査の結果は、農業用の資材を保管するためのコンテナが設置されていることを確認しているものです。

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は4件の報告を受理いたしました。このうち、番号1から2、番号4については、去る2月5日、1番、8番、9番委員、地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。番号3については、去る2月6日、11番、12番、13番委員、地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は8件の届出を受理いたしました。

権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっており、このうち、番号6について、農業委員会によるあっせんの希望があり、地区担当の委員へ耕作者あっせんの依頼を行っているものです。

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は3件の通知がございました。

こちらは、農地の賃借契約の合意解約を行うものとなっています。番号1については耕作者都合による合意解約となっております。番号2、3については、本総会上程の議案第2号農地法第3条申請のための解約となっております。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

議長 次に議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分取消願について、事務局より説明申し上げます。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。議決年月日、許可年月日は、平成7年1月17日。取消願出年月日は、令和7年1月17日。許可申請内容は、店舗・陶芸教室及び駐車場用地で、譲受人が実施する店舗等の建築のための所有権の移転が許可取り消し願の内容です。取消の理由については、転用許可後、資金が工面できず、建築計画の履行が不可能となりました。去る令和7年2月6日に、11番委員、12番委員、13番委員で土地の現況や取消しの理由の妥当性等を確認してまいりました。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。11番坂本雄司委員お願いします。

11番 議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分取消願について、去る2月6日に、12番委員・13番委員・事務局2名で現地調査を行いました。調査の結果を代表して報告します。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。許可申請内容は店舗・陶芸教室及び駐車場用地で譲受人が実施するための所有権移転を許可取消し願の内容です。取消し理由については、許可後、資金が工面できず建築計画を履行できなかつたためであり申請地は転用されておらず取消しを求める理由はやむをえないこととして判断します。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可処分の取消を決定することにご異議ありませんか。

( 「なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分取消願については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について担当委員挙手願います。1番佐藤雄一委員お願ひします。

1 番 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件、去る2月2日に地区担当推進委員とともに非設定人の自宅を訪問し聞き取りを行いました。調査の結果を代表して報告いたします。申請人・申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを聞き取り調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号・第4号につきましては要件を満たしております。許可基準第2号・第3号は個人であるため該当いたしません。許可基準第5号の借入地の転貸・質入れについては譲受人に借入地がないため問題ありません。最後に許可基準第6号地域調和要件ですが議案書記載のとおり譲受人の水田と水田の間に囲まれた農地なので、これからも地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当推進委員からも聞き取り調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号2番について担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願ひします。

2 番 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について調査担当委員を代表して報告させていただきます。1月30日、地区担

当推進委員と現地調査を行い、その後、譲受人宅に伺い許可申請内容を確認しましたのでご報告いたします。最初に案件の申請地の所在、用途等は議案書記載のとおりです。権利の設定は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者・従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号ですが譲受人は個人であるため非該当です。許可基準第3号ですが議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第5号ですが譲受人に転貸の事実がないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが議案書記載のとおりですので地域の調和が損なわれる問題はございません。地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって許可相当と判断いたしました。

議長

続いて、番号3番・4番について担当委員挙手願います。12番廣瀬恵美子委員お願いします。

12番

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番案件、4番案件について報告いたします。はじめに、3番案件について報告をいたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。去る2月3日、地区担当推進委員とともに申請地を現地確認し、譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査及び聞き取り調査により確認しました。よって、許可基準第1号、全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号、農地所有適格法人要件についてですが、譲受人は個人であるため、非該当です。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてですが、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号、借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当です。最後に、許可基準第6号、地域調和要件ですが、議案書に記載のとおりで、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から第6号まで、

すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、本件について、意見なしとの回答をいただいております。続いて、4番案件について報告をいたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。去る2月2日、地区担当推進委員とともに申請地を現地確認し、譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査及び聞き取り調査により確認しました。よって、許可基準第1号、全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号、農地所有適格法人要件についてですが、譲受人は個人であるため、非該当です。

次に、許可基準第3号信託契約の有無についてですが、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号、借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当です。最後に、許可基準第6号、地域調和要件ですが、議案書に記載のとおりで、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から第6号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、本件について、意見なしとの回答をいただいております。

議長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 番号1、番号3について補足説明いたします。

番号1について、譲受人は南相馬市鹿島区在住で、同地区に農地を所有しています。本申請にあたり、南相馬市農業委員会からの耕作証明書を添付いただき、同地区でも適切に耕作が行われていることを確認しているものです。次に番号3について、本申請地は、譲受人が以前から相対契約により自家消費用の野菜を耕作する畠として使用していました。また、申請地は周辺が宅地化しており、自宅が隣接している譲受人以外が利用するには困難な農地であるため、今回の所有権移転の申請に至ったと確認しているものです。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。案件1番については、8番小田原正一委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから8番小田原正一委員は暫時の間、退場願います。

( 8番 小田原正一委員 退場 )

議長 事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、申請人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に宅地内排水施設（具体的には、浄化槽などのことです。）そのほか駐車場、庭地及び法面用地として使用されており、相馬福島道路建設の用地買収に伴い、自己住宅を移転する際に住宅用地のみ転用申請をしておりましたが、同申請地は転用申請をしていませんでした。今般違反転用状態であることが判明し、顛末書をつけて申請をしたものです。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、申請人所有の宅地です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。9番瀧澤正一委員お願いします。

9番 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について1番案件です。2月5日1番委員・8番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。申請人及び申請地は議案書記載のとおりです。本件は宅地内排水施設、駐車場、庭地及び法面用地を目的とした許可申請です。許可基準第1号の立地基準について申請地は概ね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し第2種農地と判断しました。許可基準第2号は代替地の検討もあり他の場所での事業は困難であると判断しました。以上の事から立地基準を満たしております。続いて許可基準第4号は議案書に記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号 案件1番農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。8番小田原正一委員の入場を認めます。

(8番 小田原正一委員 入場)

議 長

8番小田原正一委員にご報告いたします。議案第3号 案件1番農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり許可することに決せられました。

次に、残りの案件を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

案件2について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、自宅進入のための通路用地です。工事期間は、許可の日から1ヶ月を予定しております。なお、申請地は現在、農業用ハウス用地として利用している農地であり、建築基準法上の道路幅員を確保するために必要な面積を一部転用するものです。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、申請地は農業振興地域内農用地区域であるため、農林水産課より相馬農業振興地域整備計画からの除外通知を受けております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件3について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に駐車場及び通路用地として使用されており、申請人から近傍の土地の購入について相談があった際に、申請地も違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は申請人が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約10年前から駐車場及び通路用地として使用していました。

また、近傍の土地は、議案書21ページ、農地法第5条許可申請として上程しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、申請人所有の駐車場用地です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件4について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、駐車場用地です。工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、申請人所有の宅地です。なお、本申請は、一筆の農地の一部を転用するものであり、分筆をせずに転用を行える一方、農地転用許可書が登記の原因証書とならず、所有権移転及び登記地目の変更が行えません。書類審査の

結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。案件2番について、担当委員挙手願います8番小田原正一委員お願いします。

8番 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について2番案件です。去る、2月5日、9番委員・1番委員・地区担当推進委員・事務局2名にて現地調査を行いました。調査委員を代表して報告します。住所・申請者は議案書記載のとおりです。申請内容は、家屋建替えによる通路拡張に伴う申請となります。許可基準第1号の立地基準については、農業振興地域内農用地ですが農林水産課より除外通知をいただいております。なお、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地となります。既存施設の面積を拡張するものであります許可の例外事項の既存施設拡張事業の基準を満たしております。許可基準第2号は第2種農地ではないため該当しません。既存施設拡張が目的ですので代替地の検討はありません。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号については議案書記載のとおりです。周辺への影響・支障はないと判断しました。地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、案件3番について担当委員挙手願います。11番坂本雄司委員お願いします。

11番 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について3番案件です。去る、2月3日、12番委員・13番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告します。申請人・申請地等につきましては議案書記載のとおりです。転用後の用途は駐車場及び通路用地です。許可基準第1号の立地基準について申請地は概ね10ヘクタール未満の小集団の農地の区域内の農地であることを確認し第2種農地と判断しました。許可基準第2号は代替地の検討結果もあり他の場所では事業は困難であると判断しました。以上の事から立地基準は満たしていると判断しました。許可基準第4号は議案書記載の対策で周辺への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当

推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議長 続いて、案件4番について担当委員挙手願います。1番佐藤雄一委員お願いします。

1番 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について4番案件です。2月5日8番委員・9番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査結果を代表して報告いたします。申請人・申請地等につきましては議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地なので第1種農地であります。しかし、この案件は既存施設の面積を拡張する申請内容であり不許可の例外事業の既存施設拡張事業の基準を満たす転用計画です。許可基準第2号は第2種農地でないため該当いたしません。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書に記載の対策で周辺への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可するご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号、案件2番・3番・4番、農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり

可決いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件2について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に海苔乾燥場、海苔網・支柱置場、磯船及び重機置場用地として使用されており、譲受人が申請地の売買をしたい旨相談があった際に、違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は譲渡人及び譲受人が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約10年前から海苔乾燥場用地等として使用していました。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長

続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番武島竜太委員お願いします。

13番

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について去る2月3日に11番委員・12番委員・地区担当推進委員・事務局とともに現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告いたします。1番案件・2番案件を続けてご報告いたします。1番案件、申請人・申請地は議案書に記載のとおりです。太陽光発電事業用地としての転用申請で内容は所有権の移転（売買）です。許可基準第1号、申請地は10ヘクタール未満の小集団の農地の中

にあるその他の農地で、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は代替地の検討結果もあり他の場所での事業は困難であると判断いたしました。続いて許可基準第4号は議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。なお地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

続いて2番案件、申請人・申請地は議案書記載のとおりです。所有権の移転（売買）による、海苔の乾燥場、海苔網・支柱置場、磯船及び重機置場用地としての転用の申請です。許可基準第1号、申請地は10ヘクタール未満の小集団の農地の中にある、他の農地で第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は代替地の検討結果もあり他の場所での事業は困難と判断しました。許可基準第4号は議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。なお地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号50番について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「なし。」との声 )

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、事務局より、非農地判断の基本的な流れについてご説明します。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会では毎年夏頃に農地の利用状況調査を実施しております。その中で再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地を対象として、再度現地調査を行い、農業委員会総会にて「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしていますが、こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。9番瀧澤正一委員お願いします。

9番 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について2月5日、1番委員・8番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表してご報告します。詳細につきましては参考資料に記載のとおりです。1番から18番については非農地（山林）19番から35番までは非農地（山林）36番・37番については非農地（原野）38番から40番まで非農地（山林）と判断しました。41番から44番までは非農地（山林）45番は非農地（原野）46番から50番まで非農地（山林）と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、非農地と判断することにご異議ありませんか。

( 「なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については委員報告のとおり、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号 令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。番号1番については、13番武島竜太委員が第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、13番武島竜太委員は暫時の間、退場願います。

( 13番 武島竜太委員 退場 )

議長 事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号 令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、番号1番について事務局よりご説明いたします。番号1については、耕作者が、高齢及び体調不良のため、耕作できなくなったため、新たな耕作者に農地中間管理機構を通じて利用権を設定するものです。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定は、すべて満たしております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 番号1番 令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画については「意見なし」とすることに決せられました。13番武島竜太委員の入場を認めます。

(13番 武島竜太委員 入場)

議長 13番武島竜太委員にご報告いたします。議案第6号 番号1番 令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画については「意見なし」とすることに決せられました。

次に、番号2番から5番までについて、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 番号2から3については、同耕作者が農地中間管理機構を通しての利用権を設定しておりましたが、その契約満了に伴い、再度、利用権を設定するものであります。次に番号4については、令和5年5月12日から農地中間管理機構と使用貸借の契約を結んでおりましたが、令和6年3月29日に合意解約後に新たな耕作者と農地中間管理機構を通じての利用権（使用貸借）を設定するものです。次に番号5については、耕作者が相対契約で耕作しておりましたが、新たに農地中間管理機構を通しての利用権を設定するものであります。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定は、すべて満たしております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

( 「なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 番号2番から5番  
令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画については「意見なし」とすることに決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

( 「なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第8回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会會議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川正人

議事録署名委員 1番 佐藤雄一

議事録署名委員 2番 鹿又幸也